

## 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害による危険から住民の生命の安全を確保するため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内の住宅及び居室を有する建築物（以下「住宅等」という。）の土砂災害対策改修を行う者に対し、予算の範囲内で豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の住宅等に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合するように外壁の改修や塀の設置等を行うことをいう。
- (2) 補助事業 交付金要綱の規定により、住宅等の土砂災害対策改修に要する費用を補助する事業をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助金の交付を受けることができるのは、補助事業の対象となる住宅等（以下「補助対象住宅等」という。）の所有者又は現に補助対象住宅等を使用しており、当該補助対象住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて所有者の同意を得られる者若しくは補助対象住宅等の所有者と同等の権利を有する者とする。

### (補助対象住宅等)

第4条 この要綱に定める補助対象住宅等は、本市の区域内に存する民間住宅等（国、公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他国又は地方公共団体の設立、出資等に係る法人の所有に属する住宅等を除く。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内の住宅等であること。

(2) 住宅等の敷地が土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された住宅等で、建築基準法施行令第80条の3の規定に適合しない構造であること。

(3) 都市計画法、建築基準法その他の法令に違反していないこと。

(補助要件及び補助額)

第5条 補助金の対象となる事業は、前条の補助対象住宅等に第2条第1号の土砂災害対策改修を行う事業とする。

2 補助金の対象経費は、土砂災害対策改修に係る工事費(3,360,000円を限度とする。)とし、補助額は、予算の範囲内において補助金の対象経費に23%を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、772,000円を限度とする。)とする。

3 補助金の交付の決定を受けた者は、当該決定を受けた会計年度に土砂災害対策改修を完了し、補助金の額の確定を受けなければならない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象住宅等ごとに、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、補助事業への着手(補助事業に係る契約を締結することをいう。)の前に補助金の交付の決定を受けなければならない。

(1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)

(2) 補助対象住宅等の所有者(補助金の交付を受けようとする者が所有者でない場合にあつては、所有者及び補助金の交付を受けようとする者。区分所有されている補助対象住宅等にあつては、全ての区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。))について、本市市税の滞納がないことを証する書類(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)

(3) 区分所有されている補助対象住宅等にあつては、当該住宅等の管理を行う団体の総会において当該住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて決議したことが分かる書類

(4) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図(土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。)、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真

(5) 補助対象住宅等が建築された時期が確認できる書類(他の書類と

兼ねることができる。)

- (6) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であつて当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類(様式第2号。次号の書類を添付する場合は、省略することができる。)
- (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による確認済証(同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。)
- (8) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書(土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。)
- (9) 建築士の免許証(土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第6号の規定による建築士のもの)の写し
- (10) 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書
- (11) 補助金の交付を受けようとする者が、所有者の同意を得た者である場合は、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修同意書(様式第3号)
- (12) 補助金の交付を受けようとする者が、所有者と同等の権利を有する者である場合は、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修理由書(様式第4号)
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

3 この要綱に基づく補助金の交付は、一つの補助対象住宅等につき1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があつた場合には、これを審査して補助金を交付するかどうかの決定をするものとし、補助金を交付すると決定したときは豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助

金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないと決定したときは豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 補助金の交付には、次の条件を付するものとする。

（1）補助金を当該補助事業に要する経費に充てること。

（2）補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

（4）補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。

（5）補助事業について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。

（6）規則第14条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。

（7）その他規則及びこの要綱に定める事項を遵守すること。

3 市長は、前項に定めるもののほか、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助金の経理等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳票を備え、補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

（補助事業内容の変更の承認）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、決定後において規則第8条第1項の規定による変更等を行う場合は、遅滞なく豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（着手の届出）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に着手したときは、土砂災害対策改修工事着手届（様式第9号）に、次に掲げる書類

を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事着手前の写真
- (2) 土砂災害対策改修に係る工事の請負契約書の写し

2 前項の着手届は、補助金の交付決定があった日から起算して、1月以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により当該期限までに着手届を提出できないときは、土砂災害対策改修工事延期届(様式第10号)によりその旨を市長に届け出るとともに、着手届を提出できることとなったときは、直ちにこれを提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、完了した日から40日以内(中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内)又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日まで、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 土砂災害対策改修工事施工報告書(様式第12号)
- (2) 補助事業完了後の補助対象住宅等の外観写真及び施工箇所毎に施工中及び施工後の状況が確認できる工事写真(施工中においては、配筋状況の確認ができるものを含めるものとする。)
- (3) 建築基準法の規定による検査済証(同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。)
- (4) 補助事業の実施に関する契約書の写し(土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。)
- (5) 補助事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書(土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書を提出する者のうち、第6条第2項ただし書の規定により申請をした者は、補助金の交付決定額について消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定に係る通知)

第12条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合には、当該報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合することを確認したときは、交付すべき補助金の額を決定

し、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金額確定通知書（様式第13号）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の通知を受けた者は、遅滞なく豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付請求書（様式第14号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、一括して補助金を支払うものとする。ただし、豊田市耐震等関連事業に係る補助金代理受領に関する事務取扱要領に定めるところにより、補助金の受領を当該補助事業の工事請負契約を締結した者（以下「事業者」という。）へ委任する場合は事業者に補助金を交付する。

（交付決定の変更等）

第14条 市長は、規則第8条第2項の規定により補助金の交付の決定を変更したときは、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定変更通知書（様式第15号）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

2 市長は、規則第14条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第16号）により、当該補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金返還命令書（様式第17号）により、期限を定めて第13条第2項の規定により補助金の支払いを受けた者にその返還を命ずるものとする。この場合において、当該返還を求める補助金に係る加算金及び延滞金の納付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条の規定によるものとする。

2 前項の規定により補助金の返還を命じられた者は、当該取り消しに係る部分の補助金を市に納付するものとする。

（消費税相当額の確定に伴う補助金の返還）

第16条 補助金の支払いを受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金消費税仕入控除税額報告書（様式第18号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなけ

ればならない。

(暴力団等の排除)

第17条 市長は、補助申請者が規則第5条第3項各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定にかかわらず、補助金を交付しないものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が前項に該当すると認めたときは、第7条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者 千 一  
住 所氏 名  
電話番号 一 一

## 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付申請書

年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業について、補助金の交付を受けたいので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

また、この申請書の内容について、暴力団排除のため、関係する官公庁へ照会する場合がありますことに同意します。

## 記

## 1 交付申請額

金 \_\_\_\_\_ 円

## 2 交付申請額の算出方法等

A 1 補助対象経費の額	円
A 2 補助対象経費の上限額(要綱第5条第2項による額)	3, 3 6 0, 0 0 0円
B 上記A 1、A 2のいずれか小さい額の23%の額	円
C 交付申請額 (Bの額の1, 0 0 0円未満切捨てとしてください。)	円

## 3 事業の着手予定年月日

年 月 日

## 4 事業の完了予定年月日(完了報告予定日)

年 月 日

※1 2の補助対象経費の額は、補助対象住宅等の土砂災害対策改修に係る工事費(土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費のみが補助対象経費です。)で工事施工者に支払う予定の額です。

※2 補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請してください。

## 5 補助対象住宅等の概要

建 物 名 称		
所 在 地		(地名地番) 豊田市 町 (住居表示) 豊田市 町
建 物 用 途		
構造・規模	構 造	造
	階 数	地上 階 ・ 地下 階
	延べ面積	m <sup>2</sup>

## 6 土砂災害対策改修の概要等

土砂災害対策改修の内容 (該当に✓してください。)		<input type="checkbox"/> 外壁補強	<input type="checkbox"/> 門・塀の築造
構造設計を行った建築士	事 務 所 名 称		
	所 在 地		
	電 話 番 号	( ) ー	
	事 務 所 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	知事登録第 号 年 月 日登録	
	建 築 士 氏 名		
	建 築 士 登 録 番 号	級建築士 第 号	
	施 工 者	名 称	
所 在 地			
電 話 番 号			

## 7 添付資料(添付しない書類は、二重線で消してください。)

- (1) 補助対象住宅等に係る登記事項証明書その他補助対象住宅等の所有者が確認できるもの(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)
- (2) 補助対象住宅等の所有者(補助金の交付を受けようとする者が所有者でない場合にあっては、所有者及び補助金の交付を受けようとする者。区分所有されている補助対象住宅等にあっては、全ての区分所有者)について、本市市税の滞納がないことを証する書類(申請の日前3月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 区分所有されている住宅等にあっては、補助対象住宅等の管理を行う団体の総会において当該住宅等に土砂災害対策改修を行うことについて決議したことが分かる書類
- (4) 補助対象住宅等の付近見取図、配置図(土砂災害特別警戒区域内であることが分かる図を含む。)、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真
- (5) 補助対象住宅等が建築された時期が確認できる書類(他の書類と兼ねることができる。)
- (6) 土砂災害対策改修の計画が建築基準法施行令第80条の3の規定に適合することを、建築士法第2条第2項の規定による1級建築士又は同条第3項による2級建築士であって土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の者が、証した書類(様式第2号。次の確認済証を添付する場合は、省略することができる。)
- (7) 建築基準法の規定による確認済証(同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。)
- (8) 土砂災害対策改修に係る工事費の見積書(土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとしてください。)
- (9) 土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士の免許証の写し
- (10) 消費税の課税事業者である場合、課税事業者届出書
- (11) 補助金の交付を受けようとする者が、所有者の同意を得た者である場合は、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修同意書(様式第3号)
- (12) 補助金の交付を受けようとする者が、所有者と同等の権利を有する者である場合は、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修理由書(様式第4号)
- (13) その他市長が必要と認める書類

豊 田 市 長 様

建築士事務所

所在地

建築士登録番号 級建築士第 号

氏名

土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書

年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金の交付を受けようとする、下記の住宅等の土砂災害対策改修の計画については、関係図書により建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認したので報告します。

記

1 補助対象住宅等の概要

建 物 名 称		
所 在 地		(地名地番) 豊田市 町 (住居表示) 豊田市 町
建 物 用 途		
構 造 ・ 規 模	構 造	造
	階 数	地上 階 ・ 地下 階
	延べ面積	m <sup>2</sup>

2 土砂災害対策改修の概要等

土砂災害対策改修の内容 (該当□に✓してください。)		<input type="checkbox"/> 外壁補強 <input type="checkbox"/> 門・塀の築造
構 造 設 計 を 行 っ た 建 築 士	事 務 所 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	( ) —
	事 務 所 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	知事登録第 号 年 月 日登録
	建 築 士 氏 名	
	建 築 士 登 録 番 号	級建築士 第 号

3 関係図書

付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、適合検討書、その他 ( )

4 添付図書

建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修同意書

年 月 日

（申請者）

住所 .....

氏名 .....様

（住宅等の所有者）

住所 .....

氏名 .....印

申請者との続柄 .....

このたび、私が所有する下記の住宅等について、申請者が豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱に基づく土砂災害対策改修を行うことに何ら異議なく同意します。

記

1 所在地 豊田市.....

2 建築年 .....年 月 日

3 床面積 延べ面積.....㎡

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修理由書

年 月 日

豊 田 市 長 様

（申請者）

住所 .....

氏名 .....

このたび、下記の住宅等について下記の理由により、私が豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱に基づく土砂災害対策改修を行うことになりました。

については、同要綱第3条の所有者と同等の権利を有する者として、同要綱第6条の規定による補助金交付申請をします。

記

1 所在地 .....

2 建築年 ..... 年 月 日

3 床面積 延べ面積 ..... m<sup>2</sup>

- 4 理由 (1) 所有地に、工事完了後居住するため。  
(2) 工事契約者が複数であり、代表として申請するため。  
(3) その他

.....  
.....  
.....

様

豊 田 市 長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金について、下記のとおり交付を決定したので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 交付決定額 金 円以内
- 3 交付の条件
  - (1) 補助金を当該補助事業に要する経費に充てること。
  - (2) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、指示を受けること。
  - (5) 補助事業について、その都度収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。なお、これらの書類及び帳票は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しておくこと。
  - (6) 豊田市補助金等交付規則第14条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。
  - (7) 事業に着手するときは、補助金の交付決定があった日から起算して、1月以内に土砂災害対策改修工事着手届（様式第9号）を提出すること。やむを得ない事由により当該期日までに着手届を提出できないときは、土砂災害対策改修工事延期届（様式第10号）を提出すること。
  - (8) 事業が完了したときは、完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書に土砂災害対策改修施工報告書（様式第12号）、補助事業の実施に関する契約書の写し、補助事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書その他の要綱第10条第1項に掲げる書類を添えて市長に提出すること。
  - (9) 要綱第6条第2項ただし書の規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを上記の補助金交付決定額から減額して実績報告すること。
  - (10) その他豊田市補助金等交付規則及び要綱を遵守すること。

4 その他

この補助金は、補助事業実績報告書等により事業の実施を確認及び審査し、申請者からの請求書受理後、一括して支払います。

様

豊 田 市 長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金について、下記のとおり不交付と決定したので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第7条第1項の規定により、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 不交付の理由

豊 田 市 長 様

申請者  
住所

氏名

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）  
承認申請書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
  
- 2 変更交付申請額 円  
前回交付決定額 円  
変更増減額 円
  
- 3 交付申請額の算出の基礎
  
- 4 変更の内容（中止又は廃止の際の現状）及びその理由

（注）補助金に消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請すること。

様

豊 田 市 長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業変更（中止・廃止）  
承認通知書

年 月 日付けで申請のあった平成 年度豊田市住宅・建築物土砂災害  
対策改修補助事業変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認したので、豊田市住  
宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第9条第2項の規定により、通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 変更交付申請額 円  
前回交付決定額 円  
変更増減額 円
- 3 変更の内容（中止又は廃止の際の現状）及びその理由

（注）豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第6条第2項ただし書の  
規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕  
入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金交付決定額から減額して実  
績報告すること。

豊 田 市 長 様

申請者 千 一  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号 一 一

土砂災害対策改修工事着手届

年 月 日付け 発第 号により交付決定通知のありました  
補助対象工事について着手しましたので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金  
交付要綱第10条の規定により下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 補助事業の名称

.....年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業

2 工事着手年月日

.....年 月 日

3 施行者

名称.....

住所.....

連絡先.....

現場責任者名.....

4 添付書類

- ① 工事着手前の写真
- ② 土砂災害対策改修に係る工事の請負契約書の写し

（注）交付決定日から1か月以内に提出できない場合は、同期間内に土砂災害対策改修工事延期届（様式第10号）を提出すること。

豊 田 市 長 様

申請者 千 一  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号 一 一

土砂災害対策改修工事延期届

年 月 日付け 発第 号にて交付決定のありました件について、下記の理由により工事着手を延期したいので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第10条第2項ただし書の規定により届け出ます。

記

1 補助事業の名称

.....年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業

2 工期

着手予定日.....年 月 日

完了予定日.....年 月 日

3 延期理由

.....  
.....  
.....

豊 田 市 長 様

申請者  
住所

氏名

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業実績報告書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知に係る事業が完了したので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業

2 補助事業の実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日

3 補助金の交付決定額 円

4 補助金の精算額 円

5 決算

収入		支出	
自己資金	円	補助対象経費	円
借入金	円	補助対象外経費	円
補助金受入予定額	円		
合計	円	合計	円

※ 収入金額の合計と支出金額の合計は同額としてください。

6 添付書類（添付しない書類は、二重線で消してください。）

- (1) 土砂災害対策改修工事施工報告書（様式第12号）
- (2) 補助事業完了後の補助対象住宅等の外観写真及び施工箇所毎に施工中及び施工後の状況が確認できる工事写真（施工中においては、配筋状況の確認ができるものを含めるものとする。）
- (3) 建築基準法の規定による検査済証（同法の規定により確認済証の交付を受けた場合に限る。）
- (4) 補助事業の実施に関する契約書の写し（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
- (5) 補助事業の実施に要した費用に係る請求書又は領収書（土砂災害対策改修と併せて、リフォームその他の工事を行う場合は、土砂災害対策改修に係る工事費が内訳として分かるものとする。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（注） 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第6条第2項ただし書の規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金交付決定額から減額して実績報告すること。

豊 田 市 長 様

工事監理者  
氏名

工事施工者  
名称  
代表者名

土砂災害対策改修工事施工報告書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知を受けた下記の土砂災害対策改修については、改修計画に基づき改修工事を施工したことを報告します。

記

1 補助対象住宅等の概要

建 物 名 称		
所 在 地		(地名地番) 豊田市 町 (住居表示) 豊田市 町
建 物 用 途		
構 造 ・ 規 模	構 造	造
	階 数	地上 階 ・ 地下 階
	延べ面積	m <sup>2</sup>

2 土砂災害対策改修の概要等

土砂災害対策改修の内容 (該当口に✓してください)		<input type="checkbox"/> 外壁補強 <input type="checkbox"/> 門・塀の築造
工 事 監 理 者	事 務 所 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	( ) ー
	事 務 所 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	知事登録第 号 年 月 日登録
	建 築 士 氏 名	
	建 築 士 登 録 番 号	級建築士 第 号
施 工 者	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

様

豊田市長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金額確定通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知した豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金について、下記のとおり確定したので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 補助確定金額                     金                    円

（注） 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第6条第2項ただし書の規定により申請した者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還すること。

豊 田 市 長 様

申請者  
住所

氏名

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付請求書

年 月 日付け 発第 号の補助金の額の確定通知に係る事業について、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記補助金を請求します。

補助金請求金額		百	十	万	千	百	十	円	
		※ 金額は、アラビア数字を使用し、訂正はできません。 ※ 金額の頭に、「¥」の記号を併記してください。							
振 込 先	金融機関名	銀行 信用金庫 組合						本店 支店 出張所	
	口座の種別	1. 普通預金		2. 当座預金（該当番号を○で囲む）					
	口座番号								
	口座の名義人	(フリガナ)							
添付書類		補助金の額の確定通知書の写し							

※ 口座番号が7桁以外の場合は、右詰めで記入してください。

様

豊 田 市 長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知に係る事業の補助金の交付について、下記のとおり決定の変更をしたので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 変更額 円
- 4 変更後の交付決定額 円
- 5 変更の理由

様

豊 田 市 長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知に係る事業の補助金の交付について、下記のとおり決定の全部・一部を取り消したので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第14条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 交付決定額 円
- 3 取消額 円
- 4 取消後の交付決定額 円
- 5 取消の理由

様

豊 田 市 長

豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で補助金の額の確定を通知した事業の補助金について、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 補助事業の名称 年度豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業
- 2 返還金額 円
- 3 返還期限 年 月 日

豊 田 市 長 様

申請者  
住所

氏名

## 豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付け 発第 号の交付決定通知により補助金の交付の決定を受けた豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助事業の補助金に係る消費税控除税額が確定したので、豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

## 記

	区 分	金 額
1	補助金の決定額 (豊田市住宅・建築物土砂災害対策改修補助金交付要綱第10条の規定による確定額)	円
2	補助金の交付申請時及び実績報告時に減額した消費税控除税額	円
3	消費税額の申告により確定した消費税仕入控除額	円
4	補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)	円

※ 添付書類：積算の内訳書

豊 田 市 長 様

申請者  
住 所

氏 名

課 税 事 業 者 届 出 書

下記の期間については、消費税の課税事業者（消費税法第9条第1項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者でない。）及び地方消費税の課税事業者（地方税法第72条の78第1項の規定により地方消費税を納める義務が免除される事業者でない。）となるのでその旨届けます。

記

課税期間 自 年 月 日 至 年 月 日